

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公開番号】特開2013-226204(P2013-226204A)

【公開日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2012-99180(P2012-99180)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 F

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

前記細溝の幅が50 μm 以上400 μm 以下であり、

前記細溝の深さが10 μm 以上である請求項1に記載の形成方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

なお、ゴルフクラブヘッド1を競技用とする場合、ルールを充足する点で、隆起部34のフェース面10からの高さ(突出量)は5 μm 以下であることが好ましい。また、フェース面10の表面粗さは、接触針の先端角度が30~60度のコントレーサで180 $\mu\text{m}\cdot\text{inch}$ 以下であることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

状態ST3は側壁31'にレーザ光LBを照射している状態を示す。この場合は、レーザ光LBの照射方向をフェース面10に対して垂直な方向d2から傾斜した方向d3とし、フェース面10(一次成形品1')又は照射部4を細溝30の形成方向に相対的に移動する。